

**八王子市業務継続計画**  
**(新型インフルエンザ等編)**

**平成26年5月**

(令和5年(2023年)4月 一部改定)

**八王子市**



# 目 次

第1章 新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画(BCP)の概要	・・・・・・・・・・	P 1
第2章 業務継続計画(BCP)	・・・・・・・・・・	P 2
1 業務継続計画(BCP)策定の前提	・・・・・・・・・・	P 2
2 新型インフルエンザ等発生時における執行体制	・・・・・・・・・・	P 2
3 業務継続計画(BCP)の発動	・・・・・・・・・・	P 9
4 業務の優先度の考え方	・・・・・・・・・・	P11
5 各課における優先業務の一覧	・・・・・・・・・・	P12
6 応援体制	・・・・・・・・・・	P43
7 指定管理者・委託事業者への指導	・・・・・・・・・・	P44
第3章 感染拡大防止と計画の検証及び見直し	・・・・・・・・・・	P44
1 職員の感染予防・拡大防止	・・・・・・・・・・	P44
2 市有施設等における感染拡大防止	・・・・・・・・・・	P45
3 計画の検証及び見直しと各部課マニュアル	・・・・・・・・・・	P46

## 第1章 新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画(BCP)の概要

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

本市では、市民に最も身近な行政機関として、新型インフルエンザへの対策を図るべく、平成21年5月に新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、さらに同年10月には、市民生活に直結する業務を最優先として継続するための危機管理対策として、予め業務継続方針となる「新型インフルエンザ(A/H1N1型)発生時の八王子市事業継続計画(BCP)」を策定し、市民生活への影響を最小限に抑えられるよう対策をしてきたところである。

地方自治体は、市民サービスを行う上で、すべての業務を継続することが当然とされている。しかしながら、新型インフルエンザ等の蔓延によって、多くの職員が出勤できない状況では、すべての業務をそのまま継続することは、かえって市民サービスの低下を招くおそれがあり、ひいては社会生活の混乱に十分な対応ができないことが想定される。これを防ぐため、予め通常業務の優先度を決めておき、インフルエンザ蔓延の混乱を最小限に抑えるための計画が「事業継続計画」である。

国は、平成24年5月に、さらなる新型インフルエンザ等の発生を危惧し、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするための新たな法律である、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下「特措法」という。)を制定した。特措法では、国、都道府県、及び市町村が、それぞれ新たな新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「行動計画」という。)を策定することが規定された。本市では、国及び東京都の行動計画を踏まえつつ、平成26年3月に新たな行動計画を策定した。

今般、「事業継続計画」は新たに「業務継続計画」へとその名称を変更し、行動計画の第3章 1実施体制 (2) 市政機能の維持 において、あらためてその位置づけを明確にしたところである。

“事業”と“業務”の使い分けについて、

内閣府の中央省庁業務継続ガイドラインでは、企業等の場合は多数の“業務”が連携して“事業”と呼ぶことから“事業”を使用しているものが多いが、官公庁の場合、それは一般的でないことから「“業務”継続計画」を用いているとしている。

## 第2章 業務継続計画(BCP)

### 1 業務継続計画(BCP)策定の前提

業務継続計画策定に当たっては、次の状況を前提とした。

- (1) 新型インフルエンザ等とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものである。
- (2) 市内において30%の市民が罹患しており、職員については本人の罹患や家族の罹患等により、最大40%程度欠勤している。
- (3) 流行期間が概ね2か月間である。

### 2 新型インフルエンザ等発生時における執行体制

海外において世界保健機関（WHO）が新型インフルエンザと認めた場合は、政府対策本部及び都対策本部が設置されるため、必要に応じて、健康部所管の副市長を本部長とした初動対応本部を設置し、情報共有を行い、市として初動対応を行う。感染が拡大し、国内で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認されるなど、所管部で対応が困難になると想定される事態に対応するため、本部長を市長に、両副市長を副本部長とした危機管理本部を設置し、情報の共有をするとともに、関係部署は必要な対策を講じる。

政府が緊急事態宣言を発した際には、平成25年6月26日条例第36号八王子市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき新型インフルエンザ等対策本部を直ちに設置する。

新型インフルエンザ等対策本部は、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

## (1) 新型インフルエンザ等対策本部の構成

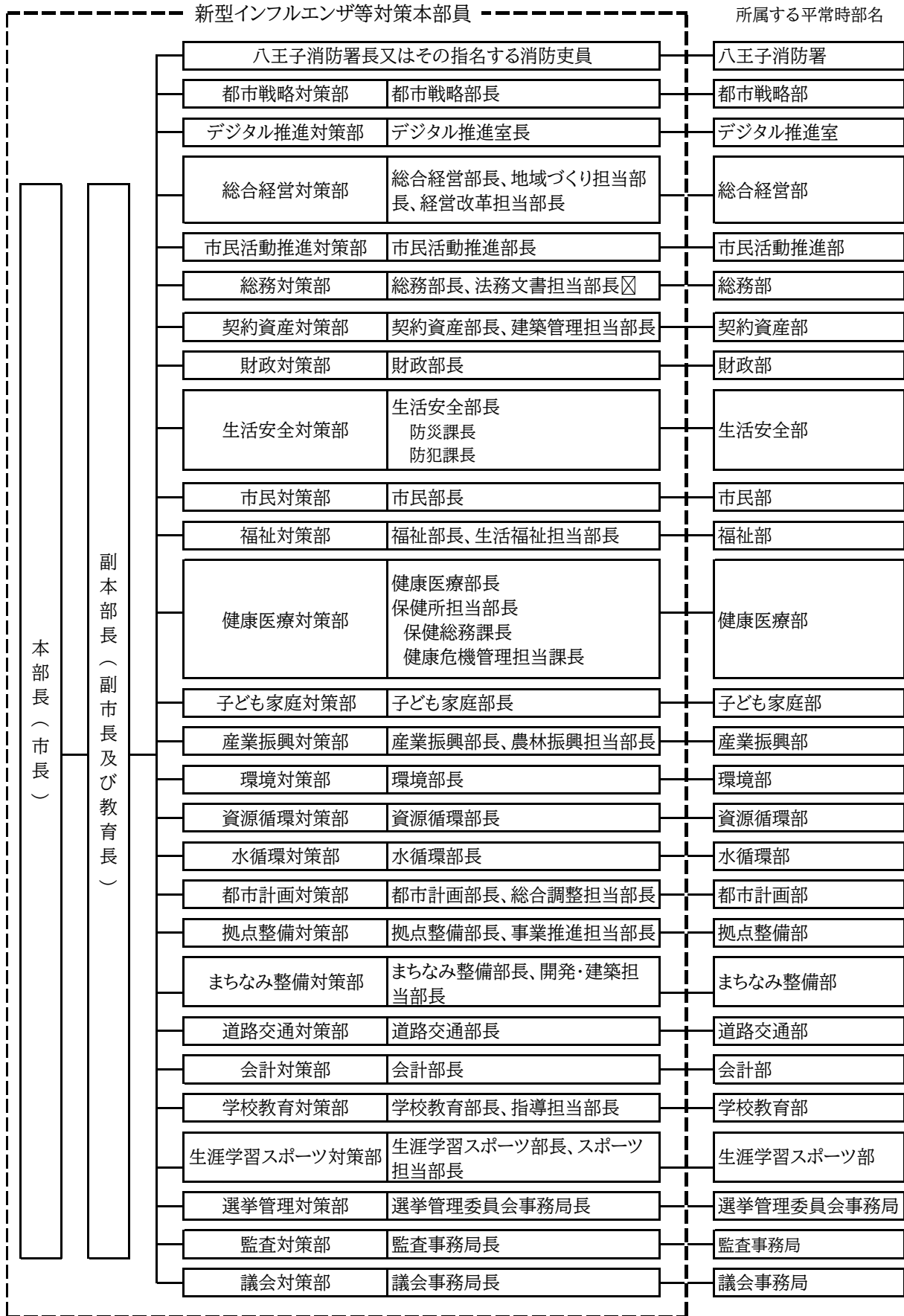
### ア 組織及び職員

- ・ 本部長は市長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・ 副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・ 本部員は、本部を構成する全部長等をもって充てる。
- ・ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命する。
- ・ 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。
- ・ 本部長は、特措法第 35 条第 4 項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### イ 本部の部

- ・ 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。
- ・ 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- ・ 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- ・ 部長は、部の事務を掌理する。

## 八王子市新型インフルエンザ等対策本部の組織図



※本部長は必要に応じて上記本部員以外の職員を本部員に指名することができる。

<危機の事態に応じた本部会議と本部連絡調整会議構成員>

単独または少数の所管  
部署で対応できる時期

単独または少数の所管  
部署で対応できない時期

政府対策本部  
都対策本部 設置

**ア. 初動対応本部**

本部長  
健康医療部担当副市長  
副本部長 保健所担当部長  
(事務局 保健総務課)  
構成:  
生活安全部長  
都市戦略部長  
総合経営部長  
総務部長  
福祉部長  
健康医療部長  
子ども家庭部長  
学校教育部長

**イ. 危機管理本部**

本部長 市長  
副本部長  
両副市長、教育長  
(事務局 防災課・  
保健総務課)  
構成: 生活安全部長  
保健所担当部長  
都市戦略部長  
総合経営部長 総務部長  
福祉部長 健康医療部長  
子ども家庭部長他

**新型インフルエンザ等  
危機対策本部**

本部長  
健康医療部担当副市長  
構成:各部課長等

**ウ. 新型インフルエンザ等  
対策本部**

本部長 市長  
副本部長  
両副市長、教育長  
(事務局 防災課・  
保健総務課)  
構成 全部長等  
(必要に応じ参加要請)  
国 都職員  
有識者 関係機関

◎新型インフルエンザ等  
緊急事態宣言された場合  
は、特措法に基づく対策  
本部に移行

**本部連絡員調整会議**

座長 保健所担当部長  
副座長 生活安全部長  
(事務局 保健総務課)  
構成:初動対応を担当する課:  
保健総務課長  
保健対策課長 防災課長  
広報プロモーション課長  
広聴課長 総務課長  
安全衛生管理課長  
福祉政策課長  
健康医療政策課長  
子どものしあわせ課長  
教育指導課長  
そのほか必要と認める課長

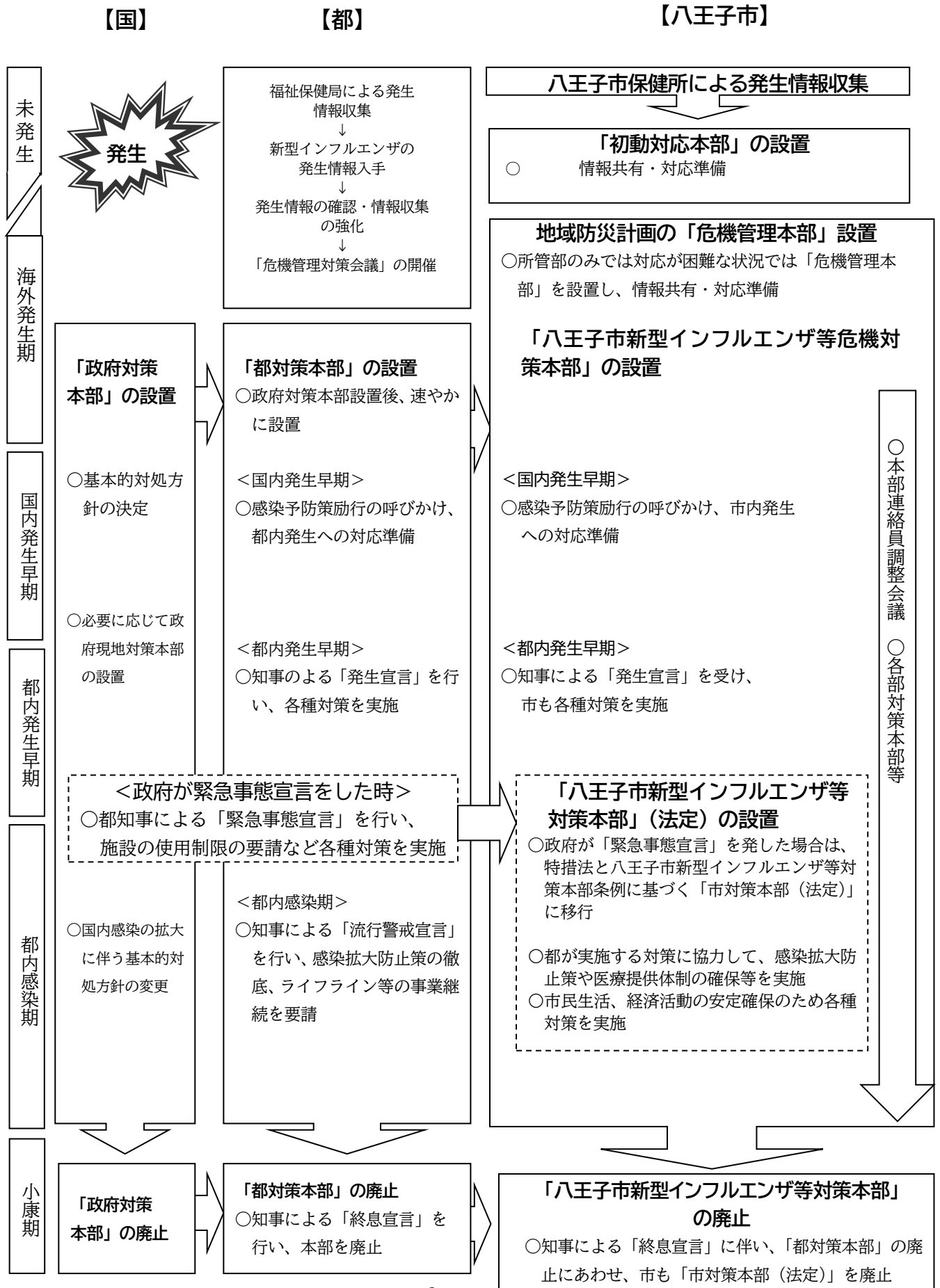
**本部連絡員調整会議**

●危機管理本部連絡員調整会議  
座長 生活安全部長  
副座長 保健所担当部長  
(事務局 防災課 保健総務課)  
構成:全部の庶務担当課長 他  
●新型インフルエンザ等  
危機対策本部調整会議  
座長 保健所担当部長  
保健対策課長  
広報プロモーション課長  
広聴課長 安全衛生管理課長  
教育指導課長  
そのほか必要と認める課長

**本部連絡員調整会議**

座長 生活安全部長  
副座長 保健所担当部長  
(事務局 防災課 保健総務課)  
構成:全部の庶務担当課長 他  
保健対策課長  
広報プロモーション課長  
広聴課長  
安全衛生管理課長  
教育指導課長  
そのほか必要と認める課長

<新型インフルエンザ等対策における危機管理体制>





## (2) 新型インフルエンザ等対策本部各部の分掌事務

名 称	事務又は業務の大綱
都市戦略対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報活動に関する事</li> <li>2 報道機関との連絡調整に関する事</li> <li>3 関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事</li> </ol>
デジタル推進 対 策 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報システムの機能確保に関する事</li> <li>2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事</li> </ol>
総合経営対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広聴に関する事</li> <li>2 相談体制の整備、調整及び運営に関する事</li> <li>3 業務継続計画（BCP）に関する事</li> <li>4 新型インフルエンザ等の発生時における部署間の応援調整に関する事</li> <li>5 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事</li> </ol>
市民活動推進 対 策 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町会・自治会に関する事</li> <li>2 市民活動団体（NPO等）との協力に関する事</li> <li>3 大学等への新型インフルエンザ等の情報連絡に関する事</li> <li>4 外国人への支援に関する事</li> <li>5 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事</li> </ol>
総務対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の健康状態、出勤状況確認、動員及び服務に関する事</li> <li>2 職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他支援業務に関する事</li> <li>3 職員の感染予防等に関する事</li> <li>4 職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関する事</li> <li>5 私立専修学校、各種学校への新型インフルエンザ等の情報連絡及び調整に関する事</li> <li>6 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事</li> </ol>
契約資産対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等の対策に係る契約、検査及び財産（債権を除く。）に関する事</li> <li>2 本庁舎の臨時相談窓口開設に係る設備に関する事</li> <li>3 車両の調達に関する事</li> <li>4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事</li> </ol>
財政対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等の対策に係る予算に関する事</li> <li>2 市税の賦課徴収に係る業務の維持に関する事</li> <li>3 税務証明等に係る業務の維持に関する事</li> <li>4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事</li> </ol>
生活安全対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等対策本部の運営の総合調整に関する事</li> <li>2 国、都、他の市区町村との連絡調整（危機管理分野に限る。）に関する事</li> <li>3 情報等の収集及び提供に関する事（危機管理分野に限る。）</li> <li>4 特定接種登録事業者（危機管理分野の事業者に限る。）との連絡調整に関する事</li> </ol>
市民対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出生、死亡等各種届出、証明及び交付に係る業務の維持に関する事</li> <li>2 火葬場の運営の維持に関する事</li> <li>3 遺体の収容及び埋葬・火葬に関する事</li> <li>4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事</li> </ol>

名 称	事務又は業務の大綱
福祉対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者及び障害者、生活保護受給者等の要援護者支援に関すること</li> <li>2 社会福祉施設等における感染防止に関すること</li> <li>3 特定接種登録事業者（介護福祉事業者に限る。）との連絡調整に関すること</li> <li>4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること</li> </ol>
健康医療対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療の提供体制の確保及び医療等の実施の要請又は指示に関すること</li> <li>2 医薬品、衛生材料及び資器材の調達に関すること</li> <li>3 乳幼児・妊婦等の要援護者支援に関すること</li> <li>4 健康・医療相談に関すること</li> <li>5 新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び対応方針に関すること（保健医療分野に限る。）</li> <li>6 新型インフルエンザ等対策本部の運営の総合調整の協力に関すること</li> <li>7 感染予防策の広報に関すること（保健医療分野に限る。）</li> <li>8 市民、医療機関等からの相談に関すること（保健医療分野に限る。）</li> <li>9 患者発生時の積極的疫学調査、病原体検査並びに感染症指定医療機関への報告・措置入院及び患者の移送等に関すること</li> <li>10 市民に対する予防接種に関すること</li> <li>11 特定接種登録事業者との連絡調整に関すること（他の部署に属するものを除く。）</li> <li>12 抗インフルエンザウイルス薬等保健調査における医薬品の確保等に関すること</li> <li>13 国、都、他の市区町村との連絡調整（保健医療分野に限る。）に関すること</li> <li>14 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関すること</li> </ol>
子ども家庭対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 園児等の感染防止に関すること</li> <li>2 保育所の運営の維持に関すること</li> <li>3 乳幼児及び児童に係る相談に関すること</li> <li>4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること</li> </ol>
産業振興対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食料及び生活必需品の安定供給等消費生活対策に関すること</li> <li>2 中小企業、農林畜産業団体等の対策に関すること</li> <li>3 家畜伝染病のまん延防止に関すること</li> <li>4 所管する団体に対する食料及び生活必需品の安定供給の要請に関すること</li> <li>5 特定接種登録事業者（食料品製造事業者及び小売事業者に限る。）との連絡調整に関すること</li> <li>6 事業所の新型インフルエンザ等対策（業務継続計画（BCP）策定支援を含む。）に関すること</li> <li>7 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること</li> </ol>
環境対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 野生鳥獣の監視に関すること</li> <li>2 新型インフルエンザ等の発生時の環境保全及び環境回復に関すること</li> <li>3 消毒等防疫対策の協力に関すること</li> <li>4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること</li> </ol>
資源循環対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ごみの収集、運搬その他清掃に係る業務及び処理に係る業務の維持に関すること</li> <li>2 資源の使用及びごみの排出の抑制に関すること</li> <li>3 廃棄物埋立処分場の運営の維持に関すること</li> <li>4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること</li> </ol>

名 称	事務又は業務の大綱
水循環対策部	1 水路及び下水道の維持管理に関すること 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
都市計画対策部	1 新型インフルエンザ等の発生時の交通情報の収集、交通輸送計画及びその他交通対策に関すること 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
拠点整備対策部	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
まちなみ整備対策部	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
道路交通対策部	1 道路及び水路の維持管理に関すること 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
会計対策部	1 新型インフルエンザ等の対策等に必要現金及び物品の出納及び保管に関すること 2 支払資金の把握及び確保に関すること 3 財務会計システムの維持に関すること 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
学校教育対策部	1 市立小・中・義務教育学校の児童・生徒及び教員の感染予防等に関すること 2 就学援助、学校保健に関すること 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
生涯学習スポーツ対策部	1 学童保育所入所児童の感染防止に関すること 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
選挙管理対策部	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
監査対策部	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
議会対策部	1 市議会との連絡調整に関すること 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること

### 3 業務継続計画(BCP)の発動

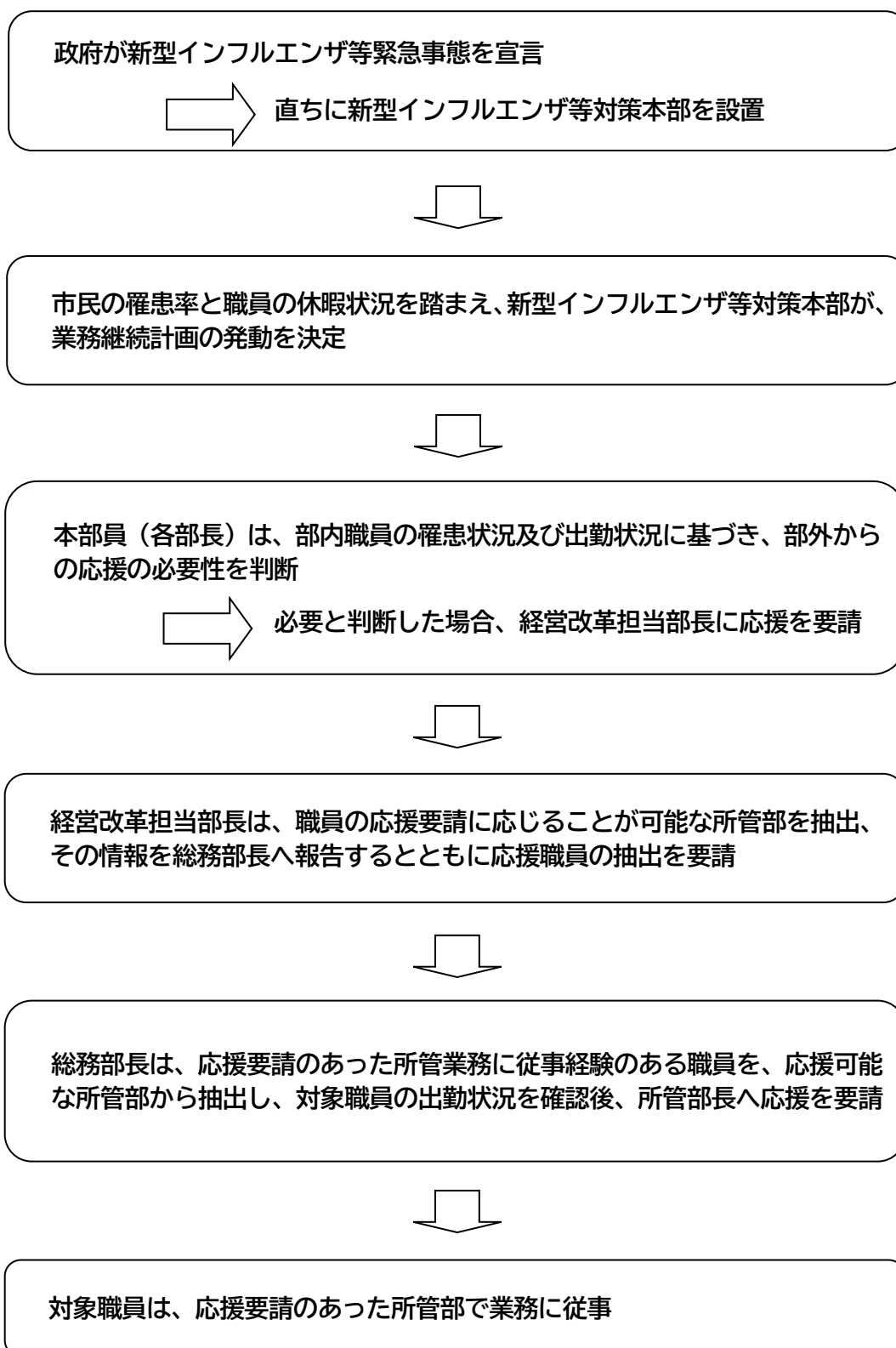
(1) 行動計画では、本市における新型インフルエンザの流行規模は、全人口の25%が罹患するという国の想定をもとに、人口の集中する東京の特性を考慮し、都民の約30%が罹患するとした東京都の行動計画想定に準じて、推定している。

(2) 業務継続計画の発動は、市内の新型インフルエンザ罹患の状況と、市職員※の新型インフルエンザ罹患等による休暇状況を踏まえ、新型インフルエンザ等対策本部が決定する。

※市職員：業務継続計画において、「市職員」とは、正規職員、再任用職員、任期付職員とし、会計年度任用職員は除く。

## 《業務継続計画発動のフロー》

新型インフルエンザ等が国内で流行期を迎えた場合の業務継続計画発動のフローは、以下のとおりである。



#### 4 業務の優先度の考え方

業務継続計画では、各課の業務に対し、優先度をつけている。これは、「市民生活に直結する業務」を最優先とし、職員が出勤できない場合に部内外からの応援体制の構築により、市役所機能の維持を図るものである。

##### 《業務の区分》

市は、新型インフルエンザ発生時には新型インフルエンザ等対策本部を設置し、感染拡大防止策の周知や相談業務などの新たに発生する業務を実施しなければならない。

また、通常業務については職員の出勤状況に応じ限られた人員で実施するため、全ての業務について優先度を定め、必要な業務が継続できるよう、継続すべき業務と縮小・休止する業務に区分する。

継続業務は、住民の生命と健康を守る保健医療業務や住民生活に不可欠な戸籍住民事務、介護支援などの業務とする。

縮小業務は、通常業務のうち継続業務と休止業務以外のもので、対面業務等を工夫して実施する業務とする。

休止業務は、感染拡大を防止するために休止する多数の人が集まる文化・スポーツ施設等の運営や、イベントの開催等の業務、または緊急性を要しない調査、一般工事等の業務とする。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

##### <業務区分の考え方>

区分		考え方	主な業務（例示）
◎新たに発生する業務		①感染拡大防止 ②危機管理体制上、必要となる業務	①感染拡大防止策の周知、相談 保健医療対策など ②対策本部など
通常業務	A 継続業務	① 市民の生命を守るための業務 ② 市民生活の維持に係る業務 ③ 休止すると重大な法令違反となる業務 ④ 市業務維持のための基盤業務	①福祉施設（入所）など ②戸籍住民事務、介護支援など ③選挙事務 ④各種システムの維持など
	B 縮小業務	① 継続・休止以外の業務 ② 対面業務等を工夫して実施する業務	①内部業務・道路等の管理 ②許認可、届出・交付等の、窓口業務など
	C 休止業務	① 多数の人が集まる文化施設や業務 ② その他、緊急性を要しない業務	①文化施設、研修など ②緊急性を要しない管理・調査、一般工事など

職員100%

職員60%

## 5 各課における優先業務の一覧

13 ページ以降に、業務継続計画を実施するうえで、各課における優先業務の一覧を示した。これは、実際に業務継続計画発動に当たって、各課がどの業務を優先して行い、どの業務を縮小し、又は停止するか示したものである。

なお、優先度A及びBの業務を継続するにあたり、最低限必要とする職員数を課ごとに示している。

## 各課の優先業務一覧

### ●都市戦略部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
都市戦略課	・ 特命事項の調査及び研究に関すること。	C	1
	・ 政策の調査、研究及び立案に関すること。	B	
	・ 地方分権の推進に関すること。	B	
秘書課	・ 秘書に関すること。	B	3
	・ 渉外及び交際に関すること。	C	
	・ 市長会に関すること。	B	
	・ 市長の資産等の公開に関すること。	C	
	・ 部の庶務に関すること。	C	
広報プロモーション課	・ 市政情報発信の企画及び調整に関すること。	C	6
	・ 報道機関への情報提供及び連絡調整に関すること。	A	
	・ 広報刊行物の発行その他広報活動に関すること。	A	
	・ シティプロモーションに関すること。	C	

### ●デジタル推進室

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
デジタル推進室	・ 行政デジタル化に関すること。	C	10
	・ 情報システムの管理運営に関すること。	A	

●総合経営部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
経営計画課	・基本的な構想、計画その他行財政の総合的な計画に関すること。	C	2
	・重要な施策の総合調整及び進行管理に関すること。	B	
	・庁議に関すること。	C	
	・市議会一般質問、請願及び陳情の総合調整に関すること。	C	
	・総合教育会議の総合調整に関すること。	C	
	・行政組織及び機構に関すること。	C	
	・施策の評価に関すること。	C	
	・地域づくりの推進に関すること。	C	
	・部の庶務に関すること。	C	
経営改革課	・行財政改革の総合的な企画及び推進に関すること。	C	3
	・行財政改革に係る重要事項に関すること。	C	
	・民間経営手法の活用に関すること。	C	
	・事務効率に係る調査、分析及び改善に関すること。	C	
	・職員定数に関すること。	B	
広聴課	・広聴活動に関すること。	C	6
	・請願及び陳情の処理に関すること。	A	
	・市政世論調査に関すること。	C	
	・市政への要望、提案及び意見の受付及び連絡調整に関すること。	A	
	・市政への市民参加の推進に係る調整に関すること。	C	

●市民活動推進部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
協働推進課	・市民との協働に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。	C	5
	・地域コミュニティ施策の推進(他の部課に属するものを除く。)に関すること。	B	
	・町会及び自治会との連絡及び助成に関すること。	B	
	・町会及び自治会の活動支援に関すること。	B	
	・市民活動団体の活動支援に関すること。	B	
	・地域市民センター、地区会館、長房ふれあい館及び市民活動支援センターの管理及び運営に関すること。	C	
	・親切運動に関すること。	C	
	・部の庶務に関すること。	C	
	・部内他の課に属しない事項に関すること。	C	



●市民活動推進部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
学園都市文化課	・文化行政に係る施策の企画及び調整に関すること。	C	5
	・文化芸術の振興に関すること。	B	
	・学園都市に係る施策の推進に関すること。	B	
	・市民会館、芸術文化会館、南大沢文化会館、学園都市センター及び夢美術館の管理及び運営に関すること。	C	
	・公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団に関すること。	B	
多文化共生推進課	・多文化共生に係る施策の企画及び調整に関すること。	C	3
	・外国人市民の支援に関すること。	B	
	・国際理解及び国際交流に係る施策の推進に関すること。	C	
男女共同参画課	・男女共同参画に係る施策の企画及び調整に関すること。	C	3
	・男女共同参画に係る施策の推進に関すること。	B	

●総務部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
総務課	・儀式、褒賞及び表彰(他の部課に属するものを除く。)に関すること。	B	5
	・名誉市民及び自治功労者に関すること。	B	
	・人権擁護に関すること。	C	
	・国際平和に関すること。	C	
	・行政界に関すること。	C	
	・私立専修学校及び私立各種学校に関すること。	B	
	・事務引継に関すること。	C	
	・文書類の配布及び発送に関すること。	B	
	・文書の印刷に関すること。	B	
	・部の庶務に関すること。	C	
統計調査課	・他の部課に属しない事項に関すること。	C	3
	・国勢調査その他の統計に関すること。	B	
	・統計資料の収集、整理及び保存に関すること。	C	
	・統計資料の編集、発行及び活用に関すること。	C	

●総務部

課 名	組 織 規 則 上 の 分 掌 事 務	優先度	A・Bに 必要な人数
法制課	・ 公告式に関すること。	B	4
	・ 市議会の招集及び議案に関すること。	B	
	・ 条例、規則その他法規に関すること。	B	
	・ 例規類集の編集に関すること。	C	
	・ 文書の審査に関すること。	B	
	・ 不服申立て及び訴訟に関すること。	B	
公文書管理課	・ 公印に関すること。	B	3
	・ 情報公開及び個人情報保護制度の推進及び総合調整に関すること。	B	
	・ 公文書の管理に関すること。	C	
	・ 外部監査に関すること。	B	
	・ 内部統制に関すること。	B	
職員課	・ 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事(他の部課に属するものを除く。)に関すること。	B	9
	・ 職員の選考及び試験に関すること。	B	
	・ 職員の研修に関すること。	C	
労務課	・ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関すること。	C	3
	・ 職員の給与の支給に関すること。	B	
	・ 職員の福利厚生に関すること。	C	
	・ 職員の公務災害補償に関すること。	B	
	・ 被服の貸与に関すること。	C	
	・ 非常勤職員の健康保険等に関すること。	B	
	・ 職員団体に関すること。	C	
安全衛生管理課	・ 職員の健康管理に関すること。	B	2
	・ 職員の労働安全衛生に関すること。	C	
	・ 安全管理者及び衛生管理者に関すること。	C	
	・ 職員のハラスメントに関すること。	C	

●契約資産部

課 名	組 織 規 則 上 の 分 掌 事 務	優先度	A・Bに 必要な人数
庁舎管理課	・ 公共料金等の経理事務の総括に関する事	B	19
	・ 庁舎の建設及び修繕(他の部課に属するものを除く。)に関する事	B	
	・ 庁舎の総括管理に関する事	A	
	・ 本庁舎の案内、電話交換及び守衛業務に関する事	A	
	・ 自動車等の総括管理及び使用調整に関する事	A	
	・ 自動車の借上げの調整に関する事	B	
	・ 理事者等の車両運転業務に関する事	A	
	・ 自動車の事故の防止、処理その他車両に関する事	B	
	・ 部の庶務に関する事	C	
	・ 部内他の課に属しない事項に関する事	C	
資産管理課	・ 財産管理に係る調査、研究及び総合調整に関する事	B	3
	・ 市有財産の取得、管理及び処分(貸借に係るものを含み、他の部課に属するものを除く。)に関する事	C	
	・ 土地の取得に係る総合調整に関する事	C	
	・ 不動産評価審査会に関する事	B	
	・ 公有財産台帳の整備保管に関する事	B	
	・ 土地信託事業に関する事	C	
	・ 公共施設の効果的・効率的な運営に係る総合調整に関する事	C	
	・ 施設情報の調査及び分析に関する事	C	
建築課	・ 市有建物の建設計画及び維持管理の調整に関する事	B	30
	・ 市有建物の営繕の設計及び工事の施行監督に関する事	B	
契約課	・ 競争入札参加資格の審査に関する事	B	12
	・ 一般及び指名競争入札業者選定委員会に関する事	B	
	・ 工事、物品等の契約に関する事	A	
	・ 業務に必要な物件等の需給調整に関する事	A	
検査課	・ 工事、物品等の契約に係る検査に関する事	B	3

●財政部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
財政課	・ 財政の計画及び調査に関すること。	C	20
	・ 予算の調製、配当及び執行管理に関すること。	A	
	・ 決算認定資料に関すること。	B	
	・ 市債(母子・父子福祉資金特別会計及び下水道事業会計に係るものを除く。)及び一時借入金に関すること。	A	
	・ 地方交付税及び地方特例交付金に関すること。	B	
	・ 競輪及び競艇に関すること。	C	
	・ 財政事情の公表に関すること。	C	
	・ 受益者負担に関すること。	C	
税制課	・ 税制に関すること。	B	3
	・ 市税(他の部課に属するものを除く。)の課税に関すること。	B	
	・ 地方譲与税に関すること。	B	
	・ 地方消費税交付金等(他の部課に属するものを除く。)に関すること。	B	
	・ 部の庶務に関すること。	C	
	・ 部内他の課に属しない事項に関すること。	B	
住民税課	・ 個人市都民税、法人市民税、軽自動車税及び事業所税の課税に関すること。	A	62
	・ 市税の税務証明及び公簿の閲覧に関すること。	B	
資産税課	・ 土地、家屋及び償却資産の調査及び評価に関すること。	A	64
	・ 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の課税に関すること。	A	
	・ 国有資産等所在市町村交付金に関すること。	B	
収納課	・ 市税の収納及び納付督促に関すること。	B	42
	・ 市税の滞納整理及び滞納処分に関すること。	B	
	・ 市税等の徴収の囑託及び受託に関すること。	B	

●生活安全部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
防犯課	・生活の安全に係る施策の企画及び調整に関する事。	C	2
	・防犯に関する事。	B	
	・部の庶務に関する事。	C	
	・部内他の課に属しない事項に関する事。	C	
防災課	・防災の計画及び調査に関する事。	B	8
	・震災、水防等の対策及び対応に関する事。	A	
	・武力攻撃事態等における市民の保護に関する事。	—	
	・市民生活に係る危機管理対策に関する事。	—	
	・消防団に関する事。	B	
	・自主防災組織に関する事。	B	
	・常備消防の事務委託に関する事。	A	
	・防災行政無線に関する事。	B	
	・気象の観測及び予報の解説に関する事。	A	

●市民部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
市民生活課	・自衛官の募集に関する事。	C	7
	・事務所(斎場事務所を除く。)との総合連絡調整、事務所運営の総括等に関する事。	B	
	・霊園の管理に関する事。	B	
	・改葬等に関する事。	B	
	・市民法律相談、交通事故相談等に関する事。	C	
	・交通災害共済及び交通災害に係る相談に関する事。	B	
	・死亡後の各種手続に関する事。	C	
	・部の庶務に関する事。	C	
	・部内他の課に属しない事項に関する事。	C	
消費生活センター	・消費者保護に関する事。	B	3
	・消費生活に係る情報の収集、調査及び提供に関する事。	C	

●市民部

課 名	組 織 規 則 上 の 分 掌 事 務	優先度	A・Bに 必要な人数
市民課	・ 住民基本台帳事務及び当該事務の総括に関する事	A	39
	・ 中長期在留者及び特別永住者の住居地届出等の総括に関する事	B	
	・ 印鑑登録事務に関する事	B	
	・ 住居表示及び町区域に関する事	B	
	・ 戸籍事務及び当該事務の総括に関する事	A	
	・ 死産の届出に関する事	A	
	・ 埋葬及び火葬の許可に関する事	A	
	・ 斎場施設の火葬室及び火葬に係る待合室の使用承認に関する事	A	
	・ 人口動態調査に関する事	B	
	・ 相続税法第58条の規定に基づく通知に関する事	B	
	・ 成年被後見人、被保佐人、破産者及び犯罪者の名簿の記録整備等に関する事	B	
	・ 住民基本台帳、印鑑登録、戸籍、戸籍の附票等に係る証明等の交付に関する事	A	
	・ 国民健康保険、国民年金及び介護保険に係る届出及び証書の交付(住民異動に係るものに限る。)に関する事	A	
	・ 母子健康手帳の交付に関する事	B	
・ 自動車臨時運行許可に関する事	B		

●市民部

課 名	組 織 規 則 上 の 分 掌 事 務	優先度	A・Bに 必要な人数
八王子駅南口総合事務所	・ 住民記録に係る届出に関する事。	A	16 (原課派遣受入 の人員は除く)
	・ 中長期在留者及び特別永住者の住居地届出等に関する事。	B	
	・ 印鑑登録の申請に関する事。	B	
	・ 住民基本台帳、印鑑登録、戸籍、戸籍の附票等に係る証明等の 交付に関する事。	A	
	・ 税務に係る次に掲げる証明書の交付に関する事。	B	
	ア 市都民税の課税及び非課税証明書		
	イ 土地及び家屋課税台帳(補充課税台帳に係るものを含 む。)の登録事項証明書		
	ウ 市都民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税の納 税証明書	A	
	・ 国民健康保険、国民年金及び介護保険に係る届出及び証書の 交付に関する事。		
	・ 後期高齢者医療の申請及び届出の受付並びに被保険者証の 引渡しに関する事。	A	
	・ 母子健康手帳及び健康増進法に基づく健康手帳の交付に関 する事。	B	
	・ 犬の鑑札及び注射済票の交付に関する事。	B	
	・ 自動車臨時運行許可証の交付に関する事。	B	
	・ 戸籍に係る窓口業務との連携・調整に関する事。	B	
	・ 戸籍事務に関する事。	A	
	・ 死産の届出に関する事。	A	
	・ 埋葬及び火葬の許可に関する事。	A	
	・ 斎場施設の火葬室及び火葬に係る待合室の使用承認に関す ること。	A	
	・ 人口動態調査に関する事。	B	
	・ 相続税法第58条の規定に基づく通知に関する事。	B	
・ 市税等の公金の収納に関する事。	B		
・ 福祉に関する申請の受付等に関する事。	A		
・ 児童手当等の申請等及び認可保育所の入所受付等に関する こと。	B		
・ 総合事務所で行われる行政サービスで市長が必要と認めた事 務に関する事。	C		

●市民部

課 名	組 織 規 則 上 の 分 掌 事 務	優先度	A・Bに 必要な人数
浅川地域事務所、由木地域事務所、元八王子地域事務所及び北野地域事務所	・住民記録に係る届出に関する事。	A	浅川:12 由木:20 元八:16 北野:13
	・中長期在留者及び特別永住者の住居届出等に関する事。	B	
	・印鑑登録の申請に関する事。	B	
	・住民基本台帳、印鑑登録、戸籍、戸籍の附票等に係る証明等の交付に関する事。	A	
	・税務に係る次に掲げる証明書の交付に関する事。	B	
	ア 市都民税の課税及び非課税証明書		
	イ 土地及び家屋課税台帳(補充課税台帳に係るものを含む。)の登録事項証明書		
	ウ 市都民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税の納税証明書	A	
	・国民健康保険、国民年金及び介護保険に係る届出及び証書の交付(住民異動に係るものに限る。)に関する事。		
	・後期高齢者医療の申請及び届出の受付並びに被保険者証の引渡しに関する事。	A	
	・犬の鑑札及び注射済票の交付に関する事。	B	
	・市民集会所(事務所に併設するものをいう。)の管理に関する事。	C	
	・自動車臨時運行許可証の交付に関する事。	B	
	・戸籍に係る窓口業務との連携・調整に関する事。	B	
	・戸籍及び死産の届出に関する事。	A	
	・埋葬及び火葬の許可に関する事。	A	
	・斎場施設の火葬室及び火葬に係る待合室の使用承認に関する事。	A	
	・市税等の公金の収納に関する事。	B	
	・福祉に関する申請の受付等に関する事。	A	
	・児童手当等の申請等及び認可保育所の入所受付等に関する事。	B	
・母子健康手帳の交付に関する事。	B		
・地域行政サービスその他の市長が必要と認めた事務に関する事。	C		
斎場事務所	・斎場の管理及び運営に関する事。	A	6
	・斎場施設の火葬室及び火葬に係る待合室の使用承認に関する事。	A	



●福祉部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
福祉政策課	・福祉に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。	B	9
	・福祉のまちづくりに係る施策の推進(他の部課に属するものを除く。)に関すること。	B	
	・民生委員、児童委員及び社会福祉委員に関すること(社会福祉審議会民生委員審査専門分科会に関するものを含む。)	B	
	・戦没者等並びに戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関すること。	B	
	・中国残留邦人等に対する支援に関すること。	A	
	・災害り災者の救護に関すること。	A	
	・日本赤十字社に関すること。	A	
	・社会福祉協議会に関すること。	A	
	・慰霊塔の管理に関すること。	C	
	・社会福祉審議会(他の部課に属するものを除く。)に関すること。	B	
	・部の庶務に関すること。	C	
	・部内他の課に属しない事項に関すること。	C	
指導監査課	・社会福祉法人の設立、定款の変更等の認可等に関すること。	C	
	・社会福祉法人の指導監査等に関すること。	C	
	・福祉サービス事業者の指導監査等に関すること(他の部課に属するもの及び運営指導を除く。)	C	
高齢者いきいき課	・高齢者に係る施策の企画及び調整に関すること。	C	
	・社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に関すること。	C	
	・高齢者の生活支援及び社会参加支援に関すること。	C	
	・高齢者に係る介護予防に関すること。	C	
	・介護保険施設等の整備に関すること。	C	
	・老人福祉施設の認可、届出又は許可に関すること。	C	
	・介護保険サービス事業者の指定又は許可に関すること。	C	
	・高齢者在宅サービスセンター、シルバーピア及び老人憩の家の管理及び運営に関すること。	C	
高齢者福祉課	・地域包括支援センターに関すること。	C	9
	・高齢者の相談に関すること。	A	
	・高齢者の生活支援事業に関すること。	B	
	・高齢者に係る認知症対応に関すること。	B	
	・介護保険の申請の受付及び障害者控除認定に関すること。	B	
	・高齢者の虐待防止に関すること。	A	
	(福祉に関する申請の受付等に関すること) ※南口総合事務所の分掌事務で原課派遣に係る人員	(A)	

●福祉部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
介護保険課	・ 介護保険被保険者資格(他の部課に属するものを除く。)に関する事。	B	18
	・ 介護保険給付及び給付の適正化に関する事。	B	
	・ 介護保険の要介護認定及び要支援認定に関する事。	B	
	・ 介護認定審査会に関する事。	B	
	・ 介護保険料の賦課、徴収及び納付督促に関する事。	C	
	・ 介護支援専門員の資質向上に関する事。	C	
	(福祉に関する申請の受付等に関する事) ※南口総合事務所の分掌事務で原課派遣に係る人員	(A)	
障害者福祉課	・ 障害者福祉施策の企画及び調整に関する事。	B	23
	・ 障害者(児)に係る手当等に関する事。	B	
	・ 障害者(児)の援護に関する事。	A	
	・ 身体障害者手帳の交付等に関する事。	A	
	・ 指定医及び指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療に限る。)の指定等に関する事。	B	
	・ 身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関する事。	B	
	・ 身体障害者生活訓練等事業等及び身体障害者社会参加支援施設に関する事。	B	
	・ 身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情の申出の受理等に関する事。	B	
	・ 障害者の差別及び虐待の防止に関する事。	A	
	・ 障害福祉サービス事業者等の指定等に関する事。	A	
	・ 心身障害者福祉センター及び障害者療育センターの管理及び運営に関する事。	B	
	・ 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会に関する事。	B	
	(福祉に関する申請の受付等に関する事) ※南口総合事務所の分掌事務で原課派遣に係る人員	(A)	
生活自立支援課	・ 生活保護法による保護に関する事。	A	25
	・ 生活困窮者自立支援法による相談・支援に関する事。	A	

●福祉部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
生活福祉総務課	・生活保護法による施策の総合的な企画及び調整に関する事 こと。	B	12
	・生活保護法に基づく社会福祉法人等による保護施設の設置、 変更、廃止及び休止の許可等に関する事 こと。	C	
	・生活保護法に基づく日常生活支援住居施設の認定、認定の取 消し及び委託事務費の設定等に関する事 こと。	C	
	・生活保護法に基づく指定医療機関、指定介護機関及び助産機 関等の指定及び指定の取消し等に関する事 こと。	C	
	・生活保護法に基づく指定医療機関及び助産機関等の指導及 び検査に関する事 こと。	C	
	・社会福祉法第2条第3項第8号、第9号及び第10号に掲げる 事業の届出に関する事 こと。	C	
	・生活保護法による保護に関する事 こと。	B	
	・生活保護世帯等に係る法外援護に関する事 こと。	B	
	・行旅病人及び行旅死亡人に関する事 こと。	B	
生活福祉地区第一、二課	・生活保護法による保護に関する事 こと。	B	40
	・生活保護世帯等に係る法外援護に関する事 こと。	B	
	・行旅病人及び行旅死亡人に関する事 こと。	B	
	・住所不定者の保護に関する事 こと。	B	

●健康医療部

課 名	組 織 規 則 上 の 分 掌 事 務	優先度	A・Bに 必要な人数
健康医療政策課	・ 地域医療に係る施策の企画及び調整に関すること。	B	20
	・ 大学病院との連絡調整に関すること。	A	
	・ 小児・障害メディカルセンターの管理に関すること。	A	
	・ 救急医療に関すること。	A	
	・ 健康危機管理(他の部課に属するものを除く。)に関すること。	A	
	・ 予防接種(新型コロナウイルス感染症に関するものに限る。)に関すること。	A	
	・ 部の庶務に関すること。	C	
	・ 部内他の課に属しない事項に関すること。	C	
成人健診課	・ 医療と連携した成人保健事業の推進に関すること。	B	12
	・ がん検診等に関すること。	A	
	・ 国民健康保険の特定健康診査及び特定保健指導に関すること。	A	
	・ 後期高齢者の健康診査及び無保険者の健康診査等に関すること。	A	
保険年金課	・ 国民健康保険事業の計画及び運営の総合的な調整に関すること。	B	42
	・ 国民健康保険運営協議会に関すること。	C	
	・ 国民健康保険被保険者資格に関すること。	A	
	・ 国民健康保険税の課税に関すること。	B	
	・ 国民健康保険の給付に関すること。	A	
	・ 国民健康保険の保健事業(他の部課に属するものを除く。)に関すること。	C	
	・ 後期高齢者医療制度に係る届出及び申請の受付に関すること。	A	
	・ 後期高齢者医療制度保険料の徴収及び納付督促に関すること。	B	
	・ 後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。	B	
	・ 国民年金に係る届出及び申請の受付に関すること。	A	
	・ 日本年金機構との連絡調整に関すること。	B	
大横保健福祉センター	・ 地域の母子保健及び成人保健事業の実施に関すること。	B	27
	・ 地域の高齢者福祉事業の実施に関すること。	C	
	・ 大横保健福祉センターの管理及び運営に関すること。	C	
東浅川保健福祉センター	・ 地域の母子保健及び成人保健事業の実施に関すること。	B	26
	・ 地域の高齢者福祉事業及び障害者福祉事業の実施に関すること。	C	
	・ 東浅川保健福祉センターの管理及び運営に関すること。	C	

●健康医療部

課 名	組 織 規 則 上 の 分 掌 事 務	優先度	A・Bに 必要な人数
南大沢保健福祉センター	・地域の母子保健及び成人保健事業の実施に関する事	B	28
	・地域の高齢者福祉事業及び障害者福祉事業の実施に関する事	C	
	・南大沢保健福祉センターの管理及び運営に関する事	C	
看護専門学校総務課	・看護師の養成に関する事	C	
	・看護専門学校の管理及び運営に関する事	C	
保健総務課	・地域保健の企画及び調整に関する事	B	6
	・保健衛生の統計及び調査に関する事	B	
	・保健所の管理及び運営に関する事	B	
	・健康づくりの推進に関する事	C	
	・食育の推進に関する事	C	
	・受動喫煙対策に関する事	C	
	・医療安全支援センターの運営に関する事	C	
	・予防接種(他の部課に属するものを除く。)に関する事	C	
	・保健師活動の推進(他の部課に属するものを除く。)に関する事	C	
	・健康危機管理(保健所に関するものに限る。)に関する事	A	
生活衛生課	・環境衛生に関する事	B	17
	・食品衛生に関する事	B	
	・食品表示法に関する事	B	
	・特定給食施設等に関する事	B	
	・医事及び薬事に関する事	B	
	・狂犬病予防(他の部課に属するものを除く。)に関する事	B	
	・動物の愛護及び管理に関する事	B	
	・犬の鑑札及び注射済票の交付(他の部課に属するものを除く。)に関する事	B	
保健対策課	・感染症その他の疾病の予防に関する事	A	30
	・難病対策に関する事	B	
	・精神保健及び精神障害者福祉(他の部課に属するものを除く。)に関する事	B	
	・母子保健の推進(他の部課に属するものを除く。)に関する事	B	
	・保健事業の医療費助成に関する事	B	

●子ども家庭部

課 名	組 織 規 則 上 の 分 掌 事 務	優先度	A・Bに 必要な人数
子どものしあわせ課	・ 子ども・子育て支援に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。	B	3
	・ 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。	C	
	・ 部の庶務に関すること。	C	
	・ 部内他の課に属しない事項に関すること。	C	
子どもの教育・保育推進課	・ 公立保育園の運営及び施設の維持管理に関すること。	A	108
	・ 幼児教育・保育センターの運営に関すること。	C	
	・ 保育施設等の整備に関すること。	C	
保育幼稚園課	・ 認可保育所及び幼稚園に関すること。	A	21
	・ 認定こども園、認証保育所及び家庭的保育事業等に関すること。	A	
	・ 幼稚園児等の保護者に対する負担軽減に関すること。	B	
	・ 認可外保育施設に関すること。	B	
	・ 保育士養成施設に関すること。	C	
子育て支援課	・ 児童手当、児童扶養手当及び児童育成手当に関すること。	A	18
	・ 乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成、高校生等医療費助成及びひとり親家庭医療費助成に関すること。	A	
	・ ひとり親家庭の自立支援及び相談に関すること。	A	
	・ 母子・父子福祉資金特別会計に係る市債に関すること。	B	
青少年若者課	・ 児童及び青少年の健全育成の推進に関すること。	C	28
	・ 青少年問題協議会に関すること。	C	
	・ 青少年団体の育成に関すること。	C	
	・ 青少年育成指導員及び青少年対策地区委員会に関すること。	C	
	・ 児童館の運営及び施設の維持管理に関すること。	B	
	・ 若者支援の推進に関すること。	B	
子ども家庭支援センター	・ 子ども家庭支援センターの管理及び運営に関すること。	C	12
	・ 子ども家庭の総合相談及び支援に関すること。	A	
	・ 要保護児童対策地域協議会に関すること。	A	

●産業振興部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
産業振興推進課	・産業に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。	B	10
	・新たな産業の創出に関すること。	B	
	・企業の誘致に関すること。	B	
	・工業に係る施策の推進に関すること。	B	
	・商業に係る施策の推進に関すること。	B	
	・中小企業の経営改善の指導及び相談に関すること。	B	
	・中小企業に対する各種資金の助成に関すること。	A	
	・雇用及び就労の支援に関すること。	B	
	・勤労者の福利厚生に関すること。	B	
	・部の庶務に関すること。	C	
	・部内他の課に属しない事項に関すること。	C	
観光課	・観光に係る施策の企画及び調整に関すること。	B	4
	・観光に係る施策の推進に関すること。	B	
	・観光資源の情報の収集及び発信に関すること。	B	
	・観光施設の管理及び運営に関すること。	C	
	・公益社団法人八王子観光コンベンション協会に関すること。	C	
	・MICE推進事業に関すること。	C	
農林課	・農林水産業に係る施策の企画及び調整に関すること。	B	8
	・農林水産業に係る施策の推進に関すること。	C	
	・農林水産業の経営改善及び生産対策に関すること。	B	
	・農地の保全に関すること。	B	
	・土地改良、林道整備その他農林業土木に関すること。	B	
	・市有林及び市行造林に関すること。	B	
	・農村環境改善センター及び道の駅八王子滝山の管理及び運営に関すること。	C	
獣害対策課	・野生獣による被害の対策に関すること。	B	3

●環境部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに 必要な人数
環境政策課	・環境に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。	B	2
	・環境審議会に関すること。	C	
	・環境保全に係る施策の推進に関すること。	C	
	・環境教育、環境学習及び環境情報に関すること。	C	
	・北野環境学習センターの管理及び運営に関すること。	C	
	・部の庶務に関すること。	C	
	・部内他の課に属しない事項に関すること。	C	
環境保全課	・環境保全に係る認可、届出等の受理に関すること。	B	12
	・環境保全に係る規制、指導及び監視に関すること。	A	
	・緑化施策の推進等に関すること。	B	
	・自然環境の保全に関すること。	B	

●資源循環部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに 必要な人数
ごみ減量対策課	・廃棄物及び資源循環に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。	B	5
	・ごみ減量及び資源循環の推進等に関すること。	B	
	・部の庶務に関すること。	C	
	・部内他の課に属しない事項に関すること。	C	
廃棄物対策課	・一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可に関すること。	B	6
	・廃棄物処理施設の設置の許可に関すること。	B	
	・使用済自動車の再資源化等の登録及び許可に関すること。	B	
	・産業廃棄物の適正処理に係る指導及び監視に関すること。	B	
	・建設リサイクル法(他の部課に属するものを除く。)に関すること。	C	
清掃施設整備課	・清掃施設の整備に関すること。	B	5
	・清掃施設の管理及び運営に係る連絡調整に関すること。	A	
ごみ総合相談センター	・ごみに関する総合的な相談及び指導に関すること。	B	10
	・ごみの収集、運搬及びリサイクル(部内他の課に属するものを除く。)に関すること。	A	
	・粗大ごみの計量及び処理手数料の徴収に関すること。	B	
	・清掃事業所及び清掃施設との連絡調整(部内他の課に属するものを除く。)に関すること。	C	



●資源循環部

課 名	組 織 規 則 上 の 分 掌 事 務	優先度	A・Bに 必要な人数
戸吹清掃事業所	・ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関すること。	B	90
	・ごみ等の収集、運搬その他清掃に関すること。	A	
	・排水路及び側溝の清掃(しゅんせつを除く。)に関すること。	C	
	・所属自動車の管理及び整備に関すること。	A	
	・所属自動車の事故の防止及び処理に関すること。	B	
館清掃事業所	・ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関すること。	B	90
	・ごみ等の収集、運搬その他清掃に関すること。	A	
	・排水路及び側溝の清掃(しゅんせつを除く。)に関すること。	C	
	・所属自動車の管理及び整備に関すること。	A	
	・所属自動車の事故の防止及び処理に関すること。	B	
戸吹クリーンセンター	・ごみ等の処分に関すること。	A	30
	・不燃ごみ等の処理に関すること。	B	
	・容器包装プラスチック等の処理に関すること。	B	
	・ごみ処理施設及びごみ最終処分施設並びに用地の維持管理に関すること。	B	
	・ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関すること。	B	
	・選別された資源物の処分に関すること。	C	
	・環境教育、環境学習及び環境情報(他の部課に属するものを除く。)に関すること。	C	
	・一般廃棄物管理票に関すること。	A	
・所属自動車の管理及び整備に関すること。	A		
館クリーンセンター	・ごみ等の処分に関すること。	A	3
	・不燃ごみ等の処理に関すること。	B	
	・ごみ処理施設及び用地の維持管理に関すること。	B	
	・ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関すること。	B	
	・選別された資源物の処分に関すること。	A	
	・環境教育、環境学習及び環境情報(他の部課に属するものを除く。)に関すること。	C	
	・一般廃棄物管理票に関すること。	C	

●水循環部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
水環境整備課	・水循環に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。	B	11
	・水辺、湧水その他の水環境の保全に関すること。	B	
	・水路等の工事に関すること。	B	
	・水路の管理及び占用並びに水路用地の取得等に関すること。	C	
	・雨水対策に関すること。	B	
	・部の庶務に関すること。	C	
	・部内他の課に属しない事項に関すること。	C	
下水道課	・下水使用料及び受益者負担金に関すること。	B	7
	・下水道事業における企業会計の経理に関すること。	A	
水再生施設課	・下水処理施設に関すること。	A	23
	・し尿処理施設に関すること。	A	
	・し尿、雑排水及び浄化槽に関すること。	B	
	・公共下水道への接続の促進に関すること。	C	
	・所属自動車の管理及び整備に関すること。	B	

●都市計画部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
都市総務課	・都市計画審議会に関すること。	B	2
	・市街地整備の企画及び調整に関すること。	B	
	・部の庶務に関すること。	C	
	・部内他の課に属しない事項に関すること。	C	
土地利用計画課	・総合的な都市計画に係る基本方針の策定及び進行管理に関すること。	B	2
	・総合的な土地利用計画に関すること。	B	
都市計画課	・用途地域及び地区計画(他の部課に属するものを除く。)に関すること。	B	3
	・都市環境及び都市防災に係る基本方針に関すること。	B	
	・一般財団法人八王子市まちづくり公社に関すること。	C	
交通企画課	・総合的な交通施策の計画策定に関すること。	B	2
	・道路交通網の整備に係る施策の企画及び調整に関すること。	B	
	・公共交通施策の企画及び調整に関すること。	B	
	・都市交通の円滑化に関する施策の進行管理に関すること。	B	
	・上記施策に係る国、東京都及び関係機関との連絡調整に関すること。	B	

●拠点整備部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
市街地活性化課	・ 中心市街地の活性化に係る施策の企画及び調整に関すること。	B	2
	・ 中心市街地の活性化に係る事業の推進に関すること。	C	
市街地整備課	・ 中心市街地の地区開発に係る事業の企画及び調整に関すること。	B	2
	・ 中心市街地の地区開発に係る事業の推進に関すること。	B	
都市整備課	・ 都市形成及び都市活動の向上に資する拠点整備に係る事業の企画及び調整に関すること。	B	6
	・ 都市形成及び都市活動の向上に資する拠点整備に係る事業の推進に関すること。	B	
区画整理課	・ 土地区画整理事業の計画及び調整等に関すること。	B	6
	・ 市施行の土地区画整理事業施行に関すること。	B	
	・ 個人施行者及び土地区画整理組合等の育成及び指導に関すること。	B	
	・ 部の庶務に関すること。	C	
	・ 部内他の課に属しない事項に関すること。	C	
集いの拠点整備課	・ 集いの拠点施設の整備に関すること。	B	6
	・ 集いの拠点施設の管理及び運営の検討に関すること。	B	

●まちなみ整備部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
住宅政策課	・ 住宅行政に係る施策の企画及び調整に関すること。	B	8
	・ 住環境の整備に係る事業の計画及び調整に関すること。	C	
	・ 市営住宅に関すること。	B	
	・ 住宅相談に関すること。	B	
	・ 部の庶務に関すること。	C	
	・ 部内他の課に属しない事項に関すること。	C	
まちなみ景観課	・ 都市景観の形成に関すること。	B	2
	・ 地区まちづくりの推進に関すること。	C	
	・ 屋外広告物の許可に関すること。	B	
公園課	・ 公園、児童遊園、緑地等の計画に関すること。	C	6
	・ 公園、児童遊園、緑地等の用地の確保に関すること。	C	
	・ 公園、児童遊園、緑地等の維持管理に関すること。	B	
	・ 公園、児童遊園、緑地等に係る工事の設計及び施行監督に関すること。	C	
	・ 緑化工事の設計及び施行監督に関すること。	C	

●まちなみ整備部

課 名	組 織 規 則 上 の 分 掌 事 務	優先度	A・Bに 必要な人数
開発指導課	・ 宅地開発等に係る相談及び指導に関する事。	B	6
	・ 宅地開発等に係る事前協議に関する事。	B	
	・ 開発行為等に係る公共施設管理者の同意等に関する事。	B	
	・ 土砂等の適正処理に係る指導及び監視に関する事。	B	
	・ 土砂等による埋立て等に係る事前協議に関する事。	B	
	・ 土砂等による埋立て等に係る許可、立入検査等に関する事。	B	
	・ 中心市街地の宅地開発等に係る事前協議に関する事。	B	
開発審査課	・ 開発行為等に係る相談に関する事。	B	6
	・ 開発行為等の許可に関する事。	B	
	・ 開発行為等の違反防止に関する事。	B	
	・ 開発登録簿の管理に関する事。	B	
	・ 八王子市開発審査会に関する事。	B	
建築指導課	・ 建築指導行政に係る施策の企画及び調整に関する事。	C	10
	・ 建築審査会に関する事。	B	
	・ 優良宅地、優良住宅及び良質住宅の認定に関する事。	C	
	・ 許可等に係る建築統計に関する事。	C	
	・ 建築の許可等に関する事。	B	
	・ 道路、壁面線等の指定に関する事。	B	
	・ 地区計画区域内の建築物等に係る届出等に関する事。	B	
	・ 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する事。	C	
	・ 建築協定に関する事。	C	
	・ 違反建築物の調査及び措置に関する事。	B	
	・ 建設リサイクル法(他の部課に属するものを除く。)に関する事。	B	

●まちなみ整備部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
建築審査課	・ 建築確認に関する事。	B	13
	・ 建築確認申請書等の受付及び交付に関する事。	B	
	・ 建築物、工作物及び昇降機の検査等に関する事。	B	
	・ 建築統計に関する事。	C	
	・ 建築の相談に関する事。	B	
	・ 建築の指導、助言等に関する事。	B	
	・ 民間確認検査機関からの報告等に関する事。	B	
	・ 特殊建築物、防火設備、建築設備及び昇降機の定期報告に関する事。	B	
	・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定等に関する事。	B	
	・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく届出に関する事。	B	

●道路交通部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
路政課	・ 道路整備計画に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事。	B	4
	・ 道路等の移管に伴う関係機関との連絡調整及び協議に関する事。	B	
	・ 市道路線の認定、廃止等に関する事。	B	
	・ 補助事業の事務に関する事。	B	
	・ 交通安全対策特別交付金に関する事。	C	
	・ 部の庶務に関する事。	C	
	・ 部内他の課に属しない事項に関する事。	C	
計画課	・ 道路、橋りょう等の工事の測量及び計画に関する事。	B	5
	・ 都市計画道路の事業認可に関する事。	B	
	・ 道路の新設及び改良に伴う用地の取得、登記及び補償に関する事。	B	
	・ 道路建設用地の管理に関する事。	C	

●道路交通部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
管理課	・道路及び道路に付設した設備の管理に関する事。	B	25
	・道路の占用等に関する事。	B	
	・道路の工事等に伴う関係機関との調整に関する事。	B	
	・道路、橋りょう台帳の管理に関する事。	B	
	・道路証明(部内他の課に属するものを除く。)に関する事。	B	
	・道路等公共用地の境界確定に関する事。	B	
	・道路等公共用地の境界の証明に関する事。	B	
	・道路等公共用地の管理に係る財産の譲渡、払下げ及び交換に関する事。	B	
建設課	・道路、橋りょう等の工事の設計及び施行監督に関する事。	B	12
	・市有建物の建設用地の造成(他の部課に属するものを除く。)及びこれに附帯する構造物等の築造に係る工事の設計及び施行監督に関する事。	B	
	・私道整備等の助成に関する事。	B	
交通事業課	・交通対策の企画及び調整に関する事。	B	5
	・交通安全思想の普及及び交通安全教育に関する事。	C	
	・交通公園に関する事。	C	
	・はちバスに関する事。	B	
	・放置自転車対策に関する事。	B	
	・市営駐車場の管理及び運営に関する事。	B	
補修センター	・道路、橋りょう、水路等の維持、補修等に関する事。	B	27
	・道路付帯施設の台帳の管理に関する事。	C	
	・私道整備助成に係る砂利支給に関する事。	B	
	・所属自動車の管理及び整備に関する事。	B	
	・所属自動車の事故の防止及び処理に関する事。	B	

●会計部

課名	組織規則上の分掌事務	優先度	A・Bに必要な人数
会計管理課	・ 収入通知又は支出命令の執行に関する事。	A	8
	・ 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属するものを含む。)の出納及び保管に関する事(他の課に属するものを除く。)	A	
	・ 小切手の振出しに関する事。	A	
	・ 有価証券(公有財産及び基金に属するものを含む。)の出納及び保管に関する事。	A	
	・ 現金及び財産の記録管理に関する事。	A	
	・ 出納員との連絡調整に関する事。	A	
	・ 例月出納検査その他金銭会計資料の収集、調製等に関する事。	A	
	・ 決算に関する事。	A	
	・ 指定金融機関等に関する事。	A	
	・ 財産に関する調書その他資料の収集及び調製に関する事。	A	
	・ 返納された物品の出納及び保管に関する事。	A	
	・ 部の庶務に関する事。	C	
・ 部内の他の課に属しない事項に関する事。	C		
会計審査課	・ 支出命令の審査に関する事。	A	7
	・ 支出負担行為の確認に関する事。	A	
	・ 地方公会計の会計基準に関する事。	C	

●学校教育部

課 名	組 織 規 則 上 の 分 掌 事 務	優先度	A・Bに 必要な人数
教育総務課	・ 学校教育施策の総合的な政策立案及び調整に関すること。	B	12
	・ 教育委員会の権限に属する事務事業の総合的な企画・調整、調査・統計、広報及び広聴に関すること。	B	
	・ 教育委員会の予算及び決算の総合調整に関すること。	B	
	・ 教育委員会の会議、規則、公印及び秘書に関すること。	B	
	・ 訴訟、和解、審査請求、請願及び陳情の調整に関すること。	B	
	・ 儀式及び表彰(他の部課に属するものを除く。)に関すること。	B	
	・ 教育長の権限に属する物品の購入・修繕等の契約及び検査に関すること。	B	
	・ 学校の防災、災害対策業務その他危機管理(他の部課に属するものを除く。)に関すること。	B	
	・ 総合教育会議の調整に関すること。	C	
	・ 教育委員会の庶務及び部の庶務に関すること。	C	
	・ 部内他の課に属しない事項に関すること。	C	
地域教育推進課	・ 学校の設置及び廃止その他学校再編に関すること。	C	2
	・ 地域運営学校に関すること。	C	
	・ PTA活動に関すること。	C	
	・ 学校防犯及び通学の安全に関すること。	B	
	・ 地域人材による学校教育支援に関すること。	C	
学校施設課	・ 校舎その他学校施設の建設・営繕及び管理(部内他の課に属するものを除く。)に関すること。	B	13
	・ 学校用地の管理に関すること。	C	
	・ 学校施設の保全計画に関すること。	C	
	・ 学校施設の複合化に関すること。	C	
学校給食課	・ 学校給食に関すること。	B	14
	・ 学校給食センターの管理及び運営に関すること。	B	
	・ 学校給食センターの整備に関すること。	C	



●学校教育部

課 名	組 織 規 則 上 の 分 掌 事 務	優先度	A・Bに 必要な人数
学務課	・ 学級編制に関すること。	B	13
	・ 学齢児童及び学齢生徒の就学、入学、転学及び退学に関する こと。	B	
	・ 就学援助に関すること。	A	
	・ 奨学金及び育英基金に関すること。	A	
	・ 連合行事に関すること。	C	
	・ 校外活動及び部活動の指導(他の部課に属するものを除く。)に 関すること。	B	
	・ 学校運営支援に関すること。	B	
教育指導課	・ 学習指導及び生活指導に関すること。	B	34
	・ 教育課程、教科書採択及び教材の取扱いに関すること。	B	
	・ 教職員の研修(部内他の課に属するものを除く。)に関するこ と。	C	
	・ 八王子市教育センターの管理及び運営に関すること。	C	
	・ いじめ対策に関すること。	B	
	・ 児童生徒の学力及び体力向上に関すること。	C	
	・ 部活動の指導に関すること。	C	
	・ 学校図書館サポートに関すること。	C	
	・ 学校保健に関すること。	A	
	・ 特別支援教育に関すること。	B	
	・ 登校支援に関すること。	B	
	・ 児童生徒及び青少年等の総合的な教育相談に関すること。	B	
	・ 学校の情報化及び情報セキュリティに関すること。	B	
教職員課	・ 事務局職員及び教職員の定数配置に関すること。	B	9
	・ 事務局職員及び教職員の人事及び服務に関すること。	B	
	・ 事務局職員及び教職員の給与及び公務災害補償に関するこ と。	B	
	・ 事務局職員及び教職員の健康管理及び労働環境衛生に関す ること。	B	

●生涯学習スポーツ部

課 名	組 織 規 則 上 の 分 掌 事 務	優先度	A・Bに 必要な人数
生涯学習政策課	・生涯学習及び社会教育の振興に係る総合的な政策立案・施策の推進、調査研究及び連絡調整に関すること。	B	1
	・生涯学習審議会に関すること。	C	
	・生涯学習関連事業の地域との連携に係る施策の推進に関する こと。	C	
	・部内他の所管に属さない事項に関すること。	C	
放課後児童支援課	・学童保育所の運営及び施設の維持管理に関すること。	A	13
	・放課後子ども教室に関すること。	B	
スポーツ振興課	・スポーツ及びレクリエーションに係る企画、調整及び施策の推 進(スポーツ施設管理課に属するものを除く。)に関すること。	C	
	・スポーツ推進審議会に関すること。	C	
	・スポーツ推進委員に関すること。	C	
	・スポーツ及びレクリエーション団体の活動支援に関すること。	C	
	・国際的なスポーツ大会に関すること。	C	
スポーツ施設管理課	・運動施設の整備、管理及び運営に関すること。	C	
	・公園内運動施設及び陵南プールの管理及び運営に関するこ と。	C	
	・体育館の管理及び運営に関すること。	C	
	・公共用地及び事業所体育施設の開放に関すること。	C	
学習支援課	・生涯学習活動の支援に関すること。	C	4
	・生涯学習情報の収集及び提供に関すること。	C	
	・生涯学習相談に関すること。	C	
	・社会教育関係団体の育成に関すること。	C	
	・社会教育の広報活動及び調整に関すること。	C	
	・社会教育施設(他課に属するものを除く。)の管理及び運営に 関すること。	C	
	・青少年教育の推進に関すること。	C	
	・生涯学習センターの管理及び運営に関すること。	A	

●生涯学習スポーツ部

課 名	組 織 規 則 上 の 分 掌 事 務	優先度	A・Bに 必要な人数
文化財課	・文化財の保護に関すること。	C	
	・文化財の調査に関すること。	C	
	・文化財の保存整備に関すること。	C	
	・文化財保護審議会に関すること。	C	
	・博物館協議会に関すること。	C	
	・文化財の許認可に関すること。	C	
	・郷土資料館及び文化財施設の管理及び運営に関すること。	C	
こども科学館	・こども科学館の管理及び運営に関すること。	C	
図書館課	・図書館事業の総合的な企画及び調整に関すること。	C	
	・中央図書館の管理及び運営に関すること。	C	
	・生涯学習センター図書館の管理及び運営に関すること。	C	
	・南大沢図書館の管理及び運営に関すること。	C	
	・川口図書館の管理及び運営に関すること。	C	

●選挙管理委員会事務局

課 名	組 織 規 則 上 の 分 掌 事 務	優先度	A・Bに 必要な人数
選挙課	・選挙管理事務に関すること。	B	5

●監査事務局

課 名	組 織 規 則 上 の 分 掌 事 務	優先度	A・Bに 必要な人数
監査事務局	・監査事務に関すること。	B	6

●議会事務局

課 名	組 織 規 則 上 の 分 掌 事 務	優先度	A・Bに 必要な人数
庶務調査課	・ 公印の管守に関する事。	B	4
	・ 儀式、交際及び接遇に関する事。	B	
	・ 議員の身分及び資格の得失に関する事。	B	
	・ 議員の報酬及び費用弁償その他諸給与に関する事。	A	
	・ 議会に関する条例、規則等の制定改廃に関する事。	B	
	・ 文書、物品の收受、発送に関する事。	B	
	・ 文書の浄書に関する事。	B	
	・ 議会の予算、決算及び経理に関する事。	B	
	・ 職員の進退、賞罰、給与、服務その他人事に関する事。	B	
	・ 議長会に関する事。	B	
	・ 議場その他議会各室の管理に関する事。	B	
	・ 自動車の使用に関する事。	C	
	・ 市政全般の調査及び資料の収集、保存整理に関する事。	B	
	・ 市議会だよりの発行に関する事。	B	
	・ 請願書及び陳情書の調査に関する事。	B	
	・ 関係法規その他議会の先例等の調査に関する事。	B	
	・ 議会図書室に関する事。	C	
	・ 議会史の編さん発行に関する事。	C	
	・ 統計に関する事。	C	
・ その他他の課に属しない事項に関する事。	C		
議事課	・ 定例会及び臨時会に関する事。	A	5
	・ 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関する事。	A	
	・ 協議会及び公聴会に関する事。	B	
	・ 請願書及び陳情書の処理に関する事。	B	
	・ 議案の調整に関する事。	B	
	・ 決議案及び意見書案の作成に関する事。	B	
	・ 会議の議決事項の処理及び諸報告に関する事。	B	
	・ 議会において行う選挙に関する事。	B	
	・ 議員の出欠席に関する事。	B	
	・ 会議録の調製に関する事。	B	
	・ その他議事に関する事。	C	

## 6 応援体制

- (1) 応援体制の原則は、〔課内対応→部内対応→部外対応〕の順とする。
- (2) 応援体制の構築に当たっては、応援対象職員の罹患やその家族の看護のため出勤できない場合等、他部署との重複依頼となる場合も想定しておく必要がある。
- (3) 優先度Aの事業については、他部署から応援を求めるに当たり、その事務執行上、職員に一定の知識・経験（以下「スキル」という。）が必要となる場合があるが、短期間の緊急対応であることから、応援職員への指導を十分にできない状況が想定される。このため、あらかじめ、応援職員に求められるスキルを定めておく必要がある。

### 《各部署の業務継続と応援体制》

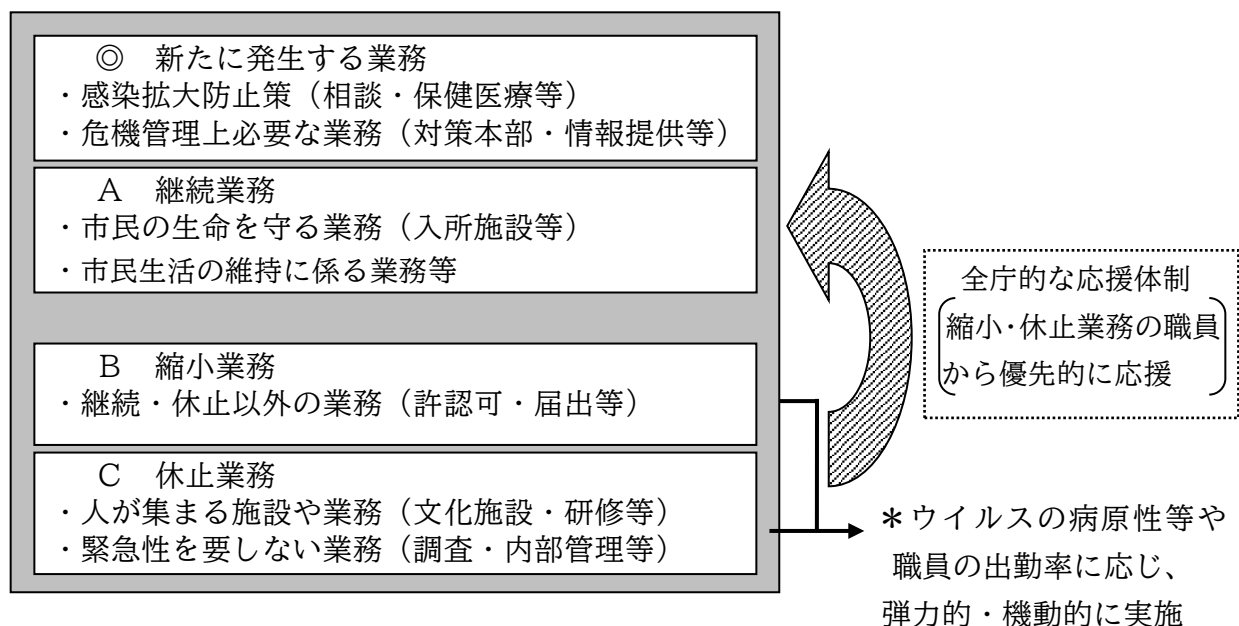
各部署は、新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び業務継続のため、各部課における対応マニュアル等を策定し、各部課レベルで業務の優先順位を決定し、業務を継続する。

また、健康医療部（保健所）など保健医療部門において、人員が不足する部に対しては、全庁的な応援体制により対応する。

応援を要請する部は、あらかじめ、応援職員の業務内容等を定めた「応援職員対応マニュアル」を作成する。

専門職種については、有資格者や経験者をあらかじめ確認し、経験者の兼務発令や退職者の臨時雇用などにより充当することも考慮する。

### <業務の整理と応援体制>



## 7 指定管理者・委託事業者への指導

市民生活に直結する業務のほか、市民が利用する市の施設には、その管理・運営を指定管理者又は委託業者に委ねている場合がある。

そこで、これらの事業者に対し、各所管で新型インフルエンザ等への対応はもちろん、あらかじめ、業務継続計画の策定を指導し、不測の事態に対応できるようにしておく必要がある。

## 第3章 感染拡大防止と計画の検証及び見直し

### 1 職員の感染予防・拡大防止

市政の業務を継続していくためには、業務に必要な職員が出勤できることが不可欠であるため、職員は、自らの身を新型インフルエンザ等の感染から守るため、日頃から次に掲げる事項に努めるものとする。

#### (1) 情報収集

日常から新型インフルエンザ等の特性や予防に関する知識、情報を収集しておく。

#### (2) 感染予防

感染を予防するための基本は、手洗いとうがいを確実に行うことである。こうした取り組みは、日頃から習慣づけておくことが、重要であり、特に外出から帰宅した際には、手洗いとうがいを励行し、感染予防に努めるものとする。

また、規則正しい生活を送るとともに、食事や休養を十分とり、体力をつけておくことも重要である。

#### (3) 家庭における準備

新型インフルエンザ等が発生すると、マスクや消毒薬等が品切れとなることが予想される。このため、日頃から家庭において、これら感染予防品等を備蓄しておくとともに、流行期には感染予防のため外出の自粛が求められることも想定されることから、食糧品や日用品等も備蓄しておく。

#### (4) 咳エチケット

くしゃみや咳により、周囲の人にインフルエンザや風邪等を感染させないため、日頃から咳エチケットをこころがけておく。また、咳エチケットを徹底するためマスクを着用することも有効である。

## (5) 発熱時の出勤自粛と受診

発熱している場合は、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある。このため、無理に出勤した場合職場で感染を拡大させる恐れがあることを自覚し、特に流行期に発熱がある場合は、出勤前に検温し熱が高い場合は出勤を自粛する、必要に応じて医師の診察を受けることが求められる。

## 2 市有施設等における感染拡大防止

市役所等市有施設内で感染が拡大しないよう、申請窓口の受付方法や庁舎出入口等の制限等を行い、感染拡大防止を図る。平常時と施設の利用方法の変更を行う際は、広報紙、ホームページ、ツイッター等をはじめとした周知を徹底し、市民や事業者に協力を依頼する。

### <市役所等市有施設内での感染拡大防止>

事 項	実 施 方 法 等
各種届出・申請等	・電話、郵送やメール等を活用し、できるだけ対面しない方法で対応
庁内会議	・緊急を要するものに限定し、電話やメールを活用して実施
市職員の入庁時の対応	・咳エチケット マスク アルコール消毒液の配備 ・職員は、自宅で検温して出勤することとし、検温を忘れた職員は庁舎の入口に準備した体温計で検温 ・発熱や咳等のインフルエンザの症状がある職員の出勤自粛を徹底
市役所内店舗等への要請	市庁舎内店舗や市庁舎に勤務する臨時職員及び委託業者等に対して説明会を開催するなど、市職員と同様の感染拡大防止策を講じるよう要請
来庁者への対応	・感染拡大防止のため、必要に応じ庁舎出入口を制限 ・市職員と来庁者の動線を分け、パーティションで区切られた面談室の設置などによる申請・相談の集中受付等により、来庁者の執務室への入室を制限 ・発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状のある者とそれ以外の者の動線を分けることや、簡易なシールドを設けるなど物理的な対策を工夫
個人防護具の着用	・不特定多数の来庁者などに接する職員は、マスクに加え、必要に応じフェイスシールドを使用
配送業者への対応	・配送場所を特定するなど、執務室への入室を制限
勤務時間の臨時変更	・職員の感染機会を減少させるため、必要に応じ勤務時間や休憩時間を臨時変更

### 3 計画の検証及び見直しと各部課マニュアル

業務継続に関する検討は、この計画を策定して完結するものではない。継続的に計画の内容の追加、見直しを図るとともに、新型インフルエンザ等の発生時を想定した訓練等を行うなどして、計画の検証を行い、実効性を向上させることが求められる。

また、各部課におけるより詳細な業務への対応策を定める、各部課の対応マニュアルの作成も必要となる。

#### (1) 計画の見直し

「新型インフルエンザ等対策行動計画」に修正が発生した場合や、国や都の計画やガイドラインが見直しされた場合等には、必要に応じて本計画を見直す。

また、各課の優先業務については、各課の対応マニュアルの検討結果等を踏まえて随時更新していく。

#### (2) 研修・訓練

新型インフルエンザ等に関する正しい知識を習得し、感染予防の実施や発生時の適切な行動をとるための職員研修の実施を検討する。また、新型インフルエンザ等発生時における市の対応力向上に向け、各種訓練の実施を検討する。

訓練を実施した際には、その結果を検証し、計画へ反映させ、実効性を向上させる。





## 「八王子市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)」

---

平成26年 5 月

(令和 5 年(2023 年)4 月 一部改定)



発行： 八王子市

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番1号

編集：総合経営部経営計画課

電話：(042)620-7200(直通)

fax:(042)627-5939

e メール: [b411100@city.hachioji.tokyo.jp](mailto:b411100@city.hachioji.tokyo.jp)

---